

地域を担う人材育成・確保への支援施策例②

産業立地・人材養成等支援事業(経済産業省)

企業立地促進法(平成19年6月11日施行)に基づき、複数又は単独の市町村及び都道府県等とともに地域産業活性化協議会を構成する公益法人等の民間事業者が、協議会を構成する地方公共団体等と協働して行う**産業立地支援事業**及び**人材養成等支援事業**。
人材養成等支援事業は、誘致等対象産業のニーズを踏まえ、企業立地又は事業高度化につながる地域の人材養成、セミナー等を地域の教育機関や民間企業等を活用して行う。

人材養成等支援事業における補助率及び補助対象経費

人件費	プロジェクト管理法人人件費	10/10 以内
旅 費	プロジェクト管理法旅費	
プロジェクト事業費	プログラム等作成費、研修費、イベント等開催費	
委託費	プログラム作成、研修等事業を外部に委託して実施する場合に必要な経費	

(経済産業省「平成19年度地域企業立地促進等補助事業公募要領」(平成19年9月)をもとに記述)

地域雇用創造推進事業(新パッケージ事業)(厚生労働省)

地域における自主的かつ創意工夫を活かした雇用創造を推進するため、**地域雇用開発促進法**(昭和62年3月31日、平成19年6月8日一部改正※)に基づき、市町村や経済団体その他の地域関係者等が創意工夫を活かして実施する、**地域の雇用機会の拡大**、**人材の育成**、地域求職者の就職促進等の雇用対策を支援する事業。

事業内容の例としては、事業主を対象とした雇用拡大メニュー(人材確保についての研修・相談等)、地域の求職者等を対象とした人材育成メニュー(研修・職場体験講習等)及び就職促進メニュー(合同就職セミナー、U・Iターン就職希望者に対する情報提供・相談等)を想定。新パッケージ事業の実施期間は1地域あたり3年度間を上限。

※雇用情勢が厳しく、かつ雇用機会の創出に向けた意欲の高い地域への支援の充実等
(厚生労働省募集要項「地域雇用創造推進事業について」(平成19年6月)をもとに記述)

地域創造助成金(厚生労働省)

地域雇用創造の核となる産業における**新たな雇用創出**を支援するため、従来からのサービス分野に加え、市町村等が自ら選択した重点産業において創業する者に対し、創業経費及び雇入れについて助成を行う。

分野	- 地域貢献事業 - サービス9分野及び地方公共団体からのアウトソーシング - サービス9分野: [1]個人向け・家庭向けサービス、[2]社会人向け教育サービス、[3]企業・団体向けサービス、[4]住宅関連サービス、[5]子育てサービス、[6]高齢者ケアサービス、[7]医療サービス、[8]リーガルサービス、[9]環境サービス - 地域重点分野(市町村、地域の経済団体等からなる協議会が重点産業として選択する分野)
対象	- 法人の設立又は個人の事業の開始 2人以上(うち1人以上非自発的離職者)の雇入れ ※ 非自発的離職者自らが創業する場合は、1人以上(非自発的離職者でなくても可)
助成	- 創業経費の3分の1(但し北海道、青森県、秋田県、高知県、長崎県、鹿児島県及び沖縄県の事業主は2分の1)上限150万～500万円 - 非自発的離職者1人につき30万円(上限100人分)

(厚生労働省HP「地域創造助成金の概要をもとに記述」)